

青森県報

号外第二十八号

令和六年
三月三十一日
(日曜日)

目次

条 例

○青森県県税条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) ……一

○青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(同) ……三

規 則

○青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) ……四

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第三十二号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「施行地をいう。以下この項」の下に「及び第七十六条の三の三」を加える。

第七十六条の三の二の次に次の一条を加える。

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第七十六条の三の三 消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供(同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が同法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

附則第四条の九の次に次の二条を加える。

(令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除)
第四条の十 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五万円以下である所得割の納税義務者(以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第三十七条及び第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第三条の三第一項、第四条の三第一項、第四条の七第一項及び第六条並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円(特別税額控除対象納税義務者が法第二十三条第一項第八号に規定する控除対象配偶者(次条第一項において「控除対象配偶者」という。)又は法第二十三条第一項第九号に規定する扶養親族(法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。)を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)を超える場合には一万円(特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額)に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円(特別税額控除対象納税

義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七条及び第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第三条の三第一項、第四条の三第一項、第四条の七第一項及び第六条並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四條の三及び第三百十四條の六から第三百十四條の九まで並びに法附則第三条の三第五項、第五条第三項、第五条の四の二第五項、第五条の五第二項及び第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(令和七年度分の個人の県民税の特別税額控除)

第四条の十一 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者(法第二十三条第一項第七号に規定する同一生計配偶者(控除対象配偶者及び法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。))を有するものに限る。)の第三十七条及び第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第三条の三第一項、第四条の三第一項、第四条の七第一項及び第六条並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額(以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。)が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七条及び第三十九条から第四十条の二まで並びに附則第三条の三第一項、第四条の三第一項、第四条の七第一項及び第六条並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四條の三及び第三百十四條の六から第三百十四條の九まで並びに法附則第三条の三第五項、第五条第三項、第五条の四の二第五項、第五条の五第二項及び第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

附則第五条第三項中「及び附則第三条の三第一項」を「並びに附則第三条の三第一項、第四条の十第二項及び前条第二項」に、「とする」を「と、附則第四条の十第二項第一号中「及び第六条」とあるのは、「第五条第二項及び第六条」と、同項第二号及び前条第二項第二号中「第五条の五第二項」とあるのは「第五条の五第二項、第六条第五項」と、同項第一号中「及び第六条」とあるのは、「次条第二項及び第六条」とする」に改める。

附則第六条の二第三項に次の一号を加える。

四 附則第四条の十及び第四条の十一の規定の適用については、附則第四条の十第一項及び第四条の十一第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の十第二項第一号及び第四条の十一第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条の二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、附則第四条の十第二項第二号及び第四条の十一第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第六条の四第三項に次の一号を加える。

四 附則第四条の十及び第四条の十一の規定の適用については、附則第四条の十第一項及び第四条の十一第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の十第二項第一号及び第四条の十一第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第六条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条の十第二項第二号及び第四条の十一第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十三条の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第七条第三項に次の一号を加える。

四 附則第四条の十及び第四条の十一の規定の適用については、附則第四条の十第一項及び第四条の十一第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の十第二項第一号及び第四条の十一第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条の十第二項第二号及び第四条の十一第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とする。

額の合計額」とする。

附則第七条の四第四項に次の一号を加える。

四 附則第四条の十及び第四条の十一の規定の適用については、附則第四条の第十項及び第四条の十一第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条の四第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の第十二項第一号及び第四条の十一第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第七条の四第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条の第十二項第二号及び第四条の十一第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第八条の二第三項に次の一号を加える。

四 附則第四条の十及び第四条の十一の規定の適用については、附則第四条の第十項及び第四条の十一第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の第十二項第一号及び第四条の十一第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条の二第二項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第四条の第十二項第二号及び第四条の十一第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第八条の二の七第二項に次の一号を加える。

四 附則第四条の十及び第四条の十一の規定の適用については、附則第四条の第十項及び第四条の十一第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第四条の第十二項第一号及び第四条の十一第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、附則第四条の第十二項第二号及び第四条の十一第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第三十五条の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」とする。

附則第九条の二の五第一項及び第四項から第六項までの規定中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項中「附則第六条の十七第一項」を「附則第六条の十八第一項」に、「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同条第二項中

「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第十二条の二第二項及び第十三条の二中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項中「令和六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(地方消費税に関する経過措置)

2 改正後の青森県条例第七十六条の三の三の規定は、令和七年四月一日以後に国内（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地をいう。以下この項において同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（同条に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

(不動産取得税減免条例の一部改正)

3 不動産取得税減免条例（昭和三十年十二月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

~~~~~

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三十三号

青森県条例の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県条例の特別措置に関する条例（平成十一年七月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第八条第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。  
第十八条第二項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「同月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第二十四号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭